

# でんさいネット

## 手形に代わる新たな決済手段

「でんさいネット」は大阪厚生信用金庫でご利用になれます。

### でんさいネットとは

手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

## でんさいネットの特徴

### 全国規模の安心ネットワーク

実績ある全国の金融機関ネットワークを活用することにより、安心で信頼できるサービスを提供することができます。

### 金融機関との連携による簡易な決済方法の実現

金融機関との連携により期日になると自動的に登録された口座に払込みが行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような面倒な手続は不要です。

## ご利用条件

ご利用いただける方 ————— 法人または個人事業主のお客さま ※お申込みには、所定の審査がございます。

ご利用いただける預金の種類 ————— 当座預金 ※債権者利用限定特約は普通預金のご利用が可能です。

## でんさいネットのメリット

決済における様々な悩み、これをでんさいネットが解決いたします。

支払企業では

手形の発行は事務手続が面倒。搬送代の負担も大きい、...

**ペーパーレスだから手続がラクラク！搬送代もかかりません！**

電子債権を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。手形の搬送コストも削減できます。

手形の印紙税負担を軽減したい、...

**印紙税は課税されません！**

手形と異なり、印紙税は課税されません。

支払手段を一本化して効率化できれば、...

**支払手段の一本化で効率的！**

手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、効率化が図れます。

紛失や盗難が心配、...。保管も面倒、...

**ペーパーレスだから安心・安全！保管も不要です！**

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。厳重に保管・管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。

必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利なのに、...

**分割できます！**

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない、電子債権特有の大きなメリットです。

取立手続が面倒、...

**期日になると自動入金！**

支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続は不要です。手形と異なり、支払期日当日から資金をご利用いただくことができます。

入金日までの資金繰りをどうしよう、...

**債権を有効活用！**

電子債権は流通性の高い債権です。電子債権であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効活用することができます。

受取企業では

## 手形のように窓口金融機関に譲渡して「でんさいの割引」もできます

受け取った「でんさい」は納入企業と窓口金融機関の間で合意のうえ、手形割引のように窓口金融機関に譲渡（譲渡記録）して「でんさいの割引（現金化）」を受けることができます。

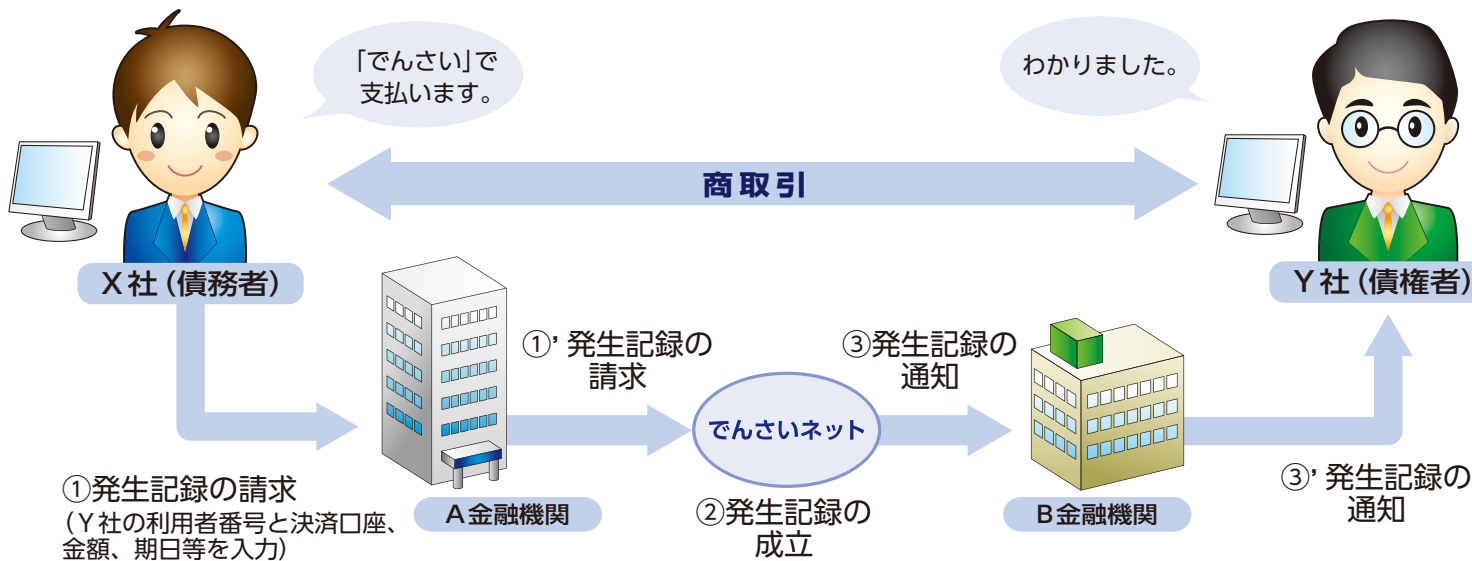
※「でんさいの割引」には、書面による申込・審査が必要となります。



# 「でんさいネット」を利用した場合の主な電子債権取引のイメージ

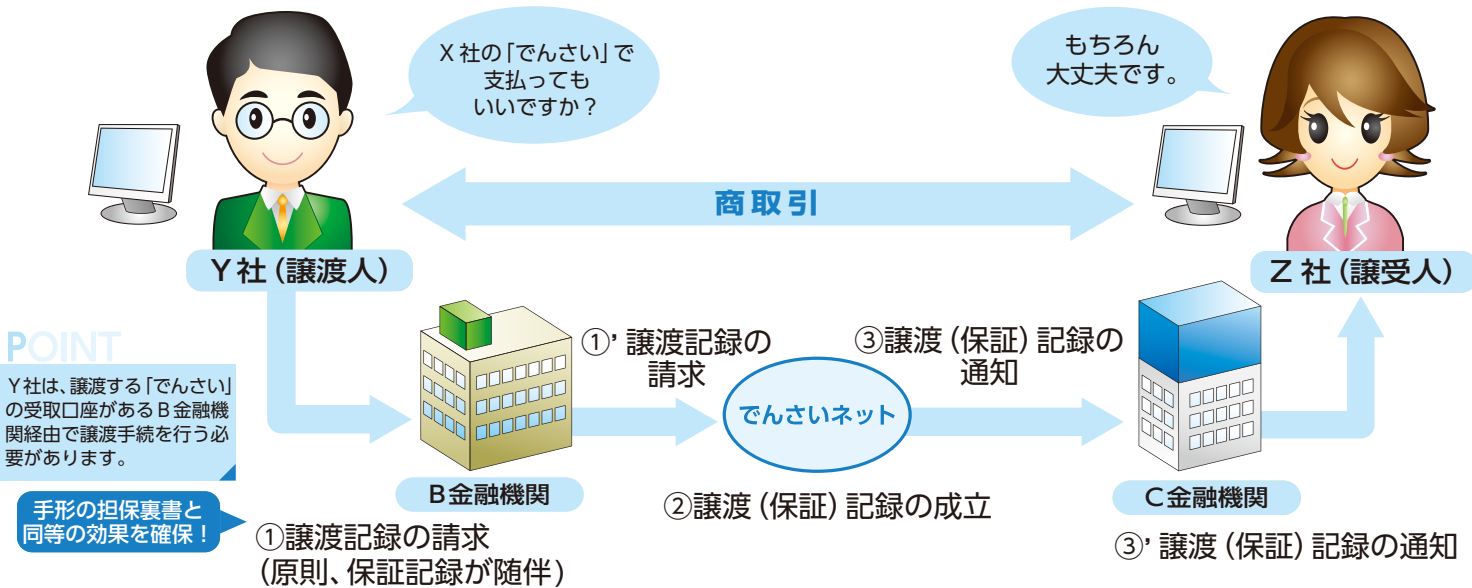
## 1 「でんさいの発生」 (債務者請求方式)

「でんさい」は、債務者の発生記録請求を受け、でんさいネットが発生記録を行うことにより発生します。



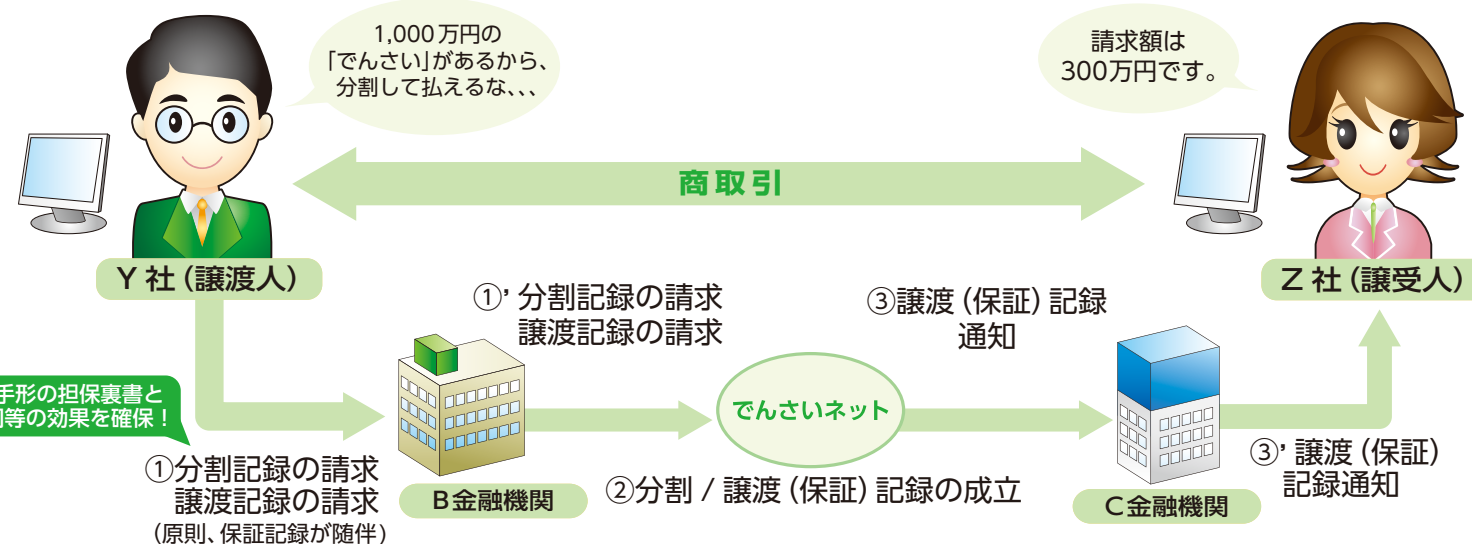
## 2 「でんさいの譲渡」

「でんさい」は、譲渡人の譲渡記録請求を受け、でんさいネットが譲渡記録を行うことにより譲渡されます。譲受人は、譲渡日から起算して5営業日以内であれば、原則、単独で譲渡記録を取り消すことができます。(取消方法は、発生の場合と同様です)



## 3 「でんさいの分割譲渡」

必要な金額だけ分割して譲渡することができます。手形にはない「でんさい」のメリットのひとつです。(譲渡を伴わない分割はできません。また、1回の請求で3つ以上の債権を分割することはできません。)



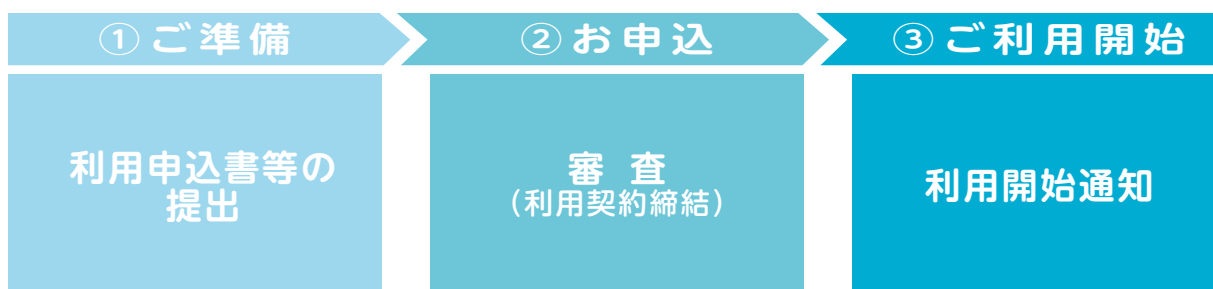
## ご利用時間

		当日取引	予約取引
インターネット	平日	7:00 ~ 15:00	7:00 ~ 22:00
	土・日・祝日	8:00 ~ 15:00	8:00 ~ 21:00

※毎月第2土曜日は、でんさいネットのシステムメンテナンスのため全業務受付不可となります。

## ご利用までの流れ

でんさいネットを利用するには、取引金融機関に利用申込書を提出する必要があります。一定の審査、利用契約締結等を経て、利用することが可能です。



全ての審査が完了後、取引金融機関よりでんさいネットへの登録完了の証明として、利用開始通知が利用者へ送られます。これにより利用契約が締結され、でんさいネットが利用できます。

## Q&A

### Q でんさいネットとは何ですか？

A. 全国銀行協会が、電子債権記録機関として設立した会社である「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称です。

### Q 手形は無くなってしまおうのですか？

A. 支払手段の選択は、最終的には事業者のみなさまの判断に委ねられます。でんさいネットでは、ペーパーレス化社会の実現に向け、電子債権がこれまでの手形等による支払手段よりも使い勝手の良いものとなるよう、今後とも工夫を重ねてまいります。

### Q どこで利用ができるのですか？

A. 信用金庫、銀行、信用組合、農協系統金融機関、商工中金など、でんさいネットに参加している全国の金融機関で利用できます。

### Q 電子債権は、手形の代替機能しかないのですか？

A. 電子債権は、手形債権や指名債権（売掛債権等）とは異なる新たな金銭債権として創設されました。手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たすことが期待されています。

### Q 利用料はかかるのですか？

A. ご利用内容に応じて、設定されます。

### Q でんさいネットの電子債権は、安心して受け取ることができますか？

A. でんさいネットでは、手形の取引停止処分制度と同様の制度を設けることにより一定の信頼性を確保しています。

## ご注意事項

※サービスのご利用開始は、お申込みから2週間程度かかることがあります。

※ご利用は業務規程、業務規程細則及びでんさいサービス利用規定が前提となりますので、ご確認をお願い申し上げます。

※お申込みには所定の審査があります。ご希望に添えない場合もございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

詳しくは、担当者まで、お問い合わせください。